

地方独立行政法人大牟田市立病院
令和5年度における業務実績に関する
評価結果

大 牟 田 市

目 次

年度評価の方法	1
第 1 全体評価	
1 評価結果	1
2 評価にあたり考慮した事項	2
第 2 大項目評価	
1 住民に対して提供するサービスその他の 業務の質の向上に関する事項	
(1) 評価結果	4
(2) 判断理由	4
(3) 評価委員からの意見、指摘等	6
評価にあたり考慮した事項	6
2 業務運営の改善及び効率化に関する事項	
(1) 評価結果	8
(2) 判断理由	8
(3) 評価委員からの意見、指摘等	9
評価にあたり考慮した事項	9
3 財務内容の改善に関する事項	
(1) 評価結果	10
(2) 判断理由	10
(3) 評価委員からの意見、指摘等	10
評価にあたり考慮した事項	10
○用語解説	11
○地方独立行政法人大牟田市立病院評価委員会条例	13
○地方独立行政法人大牟田市立病院評価委員会 委員名簿	15

年度評価の方法

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）（以下「法」という。）第28条第1項では、「地方独立行政法人は、毎事業年度の終了後、設立団体の長の評価を受けなければならない」と規定されている。

また、地方独立行政法人大牟田市立病院評価委員会条例（平成21年条例第12号）第2条第2号において、地方独立行政法人大牟田市立病院評価委員会（以下「評価委員会」という。）の所掌事務として、「各事業年度における業務の実績に関する評価について意見を述べること」と規定している。

そのため、地方独立行政法人大牟田市立病院の令和5年度における業務の実績に関する評価を行うにあたっては、評価委員会の意見を聴くとともに、「地方独立行政法人大牟田市立病院に対する評価の基本方針」及び「地方独立行政法人大牟田市立病院の年度評価実施要領」に基づき、「項目別評価（小項目評価・大項目評価）」と「全体評価」を行った。

第1 全体評価

1 評価結果

令和5年度の業務実績に関する全体評価については、以下の大項目評価の結果及び考慮すべき点に鑑み「中期目標・中期計画の達成に向けて計画どおり進んでいる。」とする。

<大項目評価の結果>

大項目	評価	
第1 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	A 82点	計画どおり進んでいる
第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	A 80点	計画どおり進んでいる
第3 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置	A 80点	計画どおり進んでいる

評価結果	S 特筆すべき 進捗状況 (ポイント85点以上又は市長 が特に認める)	A 計画どおり 進んでいる (75点以上85点未 満)	B 概ね計画どおり 進んでいる (60点以上75点未 満)	C やや遅れて いる (40点以上60点 未満)	D 重大な改善事 項がある (40点未満)
------	---	---	---	--------------------------------------	--------------------------------

2 評価にあたり考慮した事項

令和5年度は、第4期中期計画の2年目として、中期目標の達成に向けて、年度計画に基づき各部門が行動計画を作成し、その達成に向けて業務に取り組んだ。

令和5年度、特に着目すべき成果として下記の点を挙げる。

- ・患者本位の医療の実践（重点）について、インフォームド・コンセントの徹底や、患者・家族の意思を尊重した医療の提供、チーム医療の推進、接遇の向上などに取組を行ったこと。
- ・高度で専門的な医療の実践について、手術件数が計画していた件数を上回ったこと。また、医療機器について、令和5年度に福岡県有明医療圏で初めてとなる手術支援ロボットを導入し、外科及び泌尿器科において手術を行ったこと。
- ・がん診療の取組（重点）について、前年度に比べがん手術件数が増加し、手術、放射線治療、分子標的薬を含む化学療法を効果的に組み合わせた集学的治療を行うとともに、定位放射線治療を行うなど、高精度放射線治療にも積極的に取り組んだこと。
- ・救急医療の取組について、地域医療を支える中核病院として「断らない救急医療」の推進に努め、救急車搬送からの入院患者数は令和5年度の目標値を上回る結果となったこと。また、持続可能な救急応需体制を確保するため、宿日直を担う医師を確保するとともに、緊急呼び出し等の対応に係る手当の新設・見直しを行ったこと。
- ・感染症への対応について、令和5年9月末に重点医療機関としての仕組みが廃止された後も国が示した病床確保の考え方にに基づき、継続してコロナ患者用病床を確保したこと。特に小児、妊婦の特殊な症例を含む入院患者を受入れたこと。また、新興感染症等の感染拡大時に許可病床の内10床を新興感染症等の病床に変換することで、患者の受入れを適切に行うことが出来る体制を整備したこと。
- ・健全経営の維持及び継続について、医業収益の回復に努めたことで、医業収支比率は94.5パーセントとなり、前年度より0.3パーセント増加したこと。また、新型コロナウイルス感染症の対応等に係る補助金等の医業外収益により、単年度収支は1億7,320万4千円の黒字、経常収支比率は102.1パーセントとなったこと。

以上のように、令和5年度は、新型コロナウイルス感染症の影響によって、落ち込んだ患者数を回復させるため、診療機能の充実や日頃から経営の現状分析を図り、それに対応した現場の努力により、単年度収支の黒字を維持し質の高い医療の提供等を実施したことは、評価に値するものと考える。

そのため、目標値を概ね達成することができたことから、令和5年度の業務実績については、「中期目標・中期計画の達成に向けて計画どおりに進んでいる」と判断した。

●令和5年度の業務実績を踏まえ、今後の活躍を期待する事項として以下の点を挙げる。

1. 地域の中核病院として、高度で専門的な医療を提供できる体制を確保するとともに、地域医療支援病院としての役割を発揮し、住民から愛され、また、地域の医療機関から信頼される病院となるよう努めること。
2. 新型コロナウイルス感染症患者の入院受入れに係る補助金等の医業外収益が減少することを踏まえ、効率的な病床管理を行うことで新入院患者数の増加及び病床稼働率の向上を図り、健全経営を維持していけるよう医業収益の改善に努めること。
3. 令和6年度診療報酬改定への対応を適切に行うとともに、診療報酬等を財源とした職員の処遇改善や職員が働きやすく働き甲斐のある労働環境の整備を推進し、職員のモチベーション向上と安定的な人材の確保に努めること。

第2 大項目評価

1 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(1) 評価結果

A評価（ポイント75点以上85点未満：中期目標・中期計画の達成に向けて計画どおり進んでいる）

(2) 判断理由

下記のとおり、第1表により評価された小項目評価に各項目の配点を乗じて、その合計を100点換算した点数が82点となり、第2表の評価方法により、「中期目標・中期計画の達成に向けて計画どおり進んでいる。」（A評価）とした。

項目名	基本 配点	小項目名	配点	法人の 自己評価	自己評価に 対する評価 委員会の意 見	評価	配点× 評価
1. 良質で 高度な医療 の提供	10×2	① インフォームド・コンセ ントの徹底	5	4	妥当	4	20
		② 患者・家族の意思を尊重 した医療の提供	5	4	妥当	4	20
		③ チーム医療の推進	5	4	妥当	4	20
		④ 接遇の向上	5	4	妥当	4	20
	10	① 医療安全対策の充実	5	4	妥当	4	20
		② 院内感染対策の充実	5	4	妥当	4	20
	10	(3) 高度で専門的な医療の提 供	10	4	妥当	4	40
	10	(4) 快適な医療環境の提供	10	4	妥当	4	40
2. 診療機 能を充実す る取組	10	(5) 保健医療情報等の提供	10	4	妥当	4	40
	10	(6) 法令遵守と公平性・透明 性の確保	10	4	妥当	4	40
	10×2	(1) がん診療の取組（重点）	20	4	妥当	4	80
	10	(2) 救急医療の取組	10	5	妥当	5	50
	10	(3) 母子医療の取組	10	4	妥当	4	40
3. 地域医 療連携の取 組	10	(4) 災害等への対応	10	4	妥当	4	40
	10	(5) 感染症への対応	10	5	妥当	5	50
	10	(1) 地域医療構想における役 割の発揮	10	4	妥当	4	40
	10	(2) 地域包括ケアシステムを 踏まえた取組	10	4	妥当	4	40
合 計			150	—	—	—	620

※ポイントの算出 [(配点×評価)の合計] ÷ [基本配点の合計×5 (満点評価)] ×100

620 ÷ (150 × 5) × 100 = 82 (小数点第1位切捨て)

＜第１表 自己評価及び小項目評価の基準＞

区分	進捗の度合い	判断基準
5	計画を大幅に上回る	計画を達成し、明らかにそれを上回るレベル
4	計画を順調に実施している	計画どおりに実施している
3	計画を下回るが、計画に近い	計画からは下回ったが、支障や問題とならないレベル
2	計画を下回る	計画からすれば、支障や問題があるレベル
1	計画を大幅に下回っている	計画からすれば、著しく乖離したレベル又は未着手

＜第２表 大項目の評価方法＞

大項目評価は、小項目評価の結果、各重点項目の達成状況及び特記事項の記載内容を考慮し、大項目ごとに中期目標・中期計画の達成に向けた業務の進捗状況について、次の５段階による評価を行う。

区分	進捗の度合い	判断基準
S	中期目標・中期計画の達成に向けて特筆すべき進捗状況にある	ポイント 85 点以上又は市長が特に認める
A	中期目標・中期計画の達成に向けて計画どおり進んでいる	ポイント 75 点以上 85 点未満
B	中期目標・中期計画の達成に向けておおむね計画どおり進んでいる	ポイント 60 点以上 75 点未満
C	中期目標・中期計画の達成のためにはやや遅れている	ポイント 40 点以上 60 点未満
D	中期目標・中期計画の達成のためには重大な改善事項がある	ポイント 40 点未満

(3) 評価委員からの意見、指摘等

- ・ほとんどの項目で目標をほぼ達成している。
- ・法人の自己評価は妥当である。
- ・医師及び看護師以外の職員の活動による様々な工夫が図られている状況を明記し自己評価をすべきと考える。

【大項目第1の評価にあたり考慮した事項】

- ①患者本位の医療の実践（重点）について、インフォームド・コンセントの徹底や、ACP（アドバンス・ケア・プランニング）など患者・家族の意思を尊重した医療の提供、チーム医療の推進、接遇の向上などに取り組んだこと。
- ②高度で専門的な医療の実践について、手術件数において、計画していた件数を上回ったこと。また、医療スタッフの専門資格取得の促進について、延べ19人の医師が新たに専門医資格を取得したこと。さらに、令和5年5月に福岡県有明医療圏で初めてとなる手術支援ロボットを導入し、外科及び泌尿器科において手術を行ったこと。
- ③法令遵守と公平性・透明性の確保について、全職員に対して、職員倫理に関する倫理意識の醸成を図る等の啓発を行ったこと。また、個人情報保護法の改正に伴い、個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置について、地方独立行政法人大牟田市立病院個人情報保護の安全管理要綱を新たに制定し、職員周知を行ったこと。
- ④がん診療の取組（重点）について、手術、放射線治療、分子標的薬を含む化学療法を効果的に組み合わせた集学的治療を行うとともに、定位放射線治療を行うなど、高精度放射線治療にも積極的に取り組んだこと。
- ⑤救急医療の取組について、「断らない救急医療」の推進を行い、救急車搬送患者数は6年ぶりに2,000人を超え、合わせて、救急車搬送からの入院患者数は独立行政法人化以降最多となり、いずれも前年度の実績を大きく上回ったこと。さらに、持続可能な救急応需体制を確保するため、宿日直を担う医師を確保するとともに、待機住居手当の新設や拘束手当の見直しを行ったこと。
- ⑥母子医療の取組について、産婦人科医、小児科医及び助産師等の協働により、安心して出産できる環境づくりに努められたこと。合わせて、帝王切開の際には小児科医や麻酔科医が立ち会うなど複数の診療科の医師と助産師の協働によりハイリスク分娩に対応したこと。

また、不適切な養育等が疑われる小児患者に対して、関係機関との連携や組織的な対応が出来るよう新たに子ども虐待対応院内組織を設置し、院内での対応方針や役割分担等を明確にして対応を行ったこと。

⑦感染症への対応について、令和5年9月末に重点医療機関としての仕組みが廃止された後も国が示した病床確保の考え方にに基づき、継続してコロナ患者用病床を確保したこと。特に、小児、妊婦等の特殊な症例を含む入院患者を受入れたこと。また、新興感染症等の感染拡大時に許可病床の内10床を新興感染症等の病床に変換することで、患者の受入を適切に行うことが出来る体制を整備したこと。

⑧地域包括ケアシステムを踏まえた取組について、地域包括ケアシステムの推進を図るため、患者総合支援センターへの直通電話（ドクターライン）を活用し、他の医療機関や介護施設等からの当日紹介に係る受診相談等について、円滑な対応を行ったこと。また、退院後の在宅療養生活等についての理解を深めるため、看護師に患者総合支援部の実地研修を行ったほか、看護師及び理学療法士を介護施設の現場実習に派遣したこと。さらに、地域の医療機関から現場実習として、看護師、理学療法士、社会福祉士の受入れを行ったほか、大牟田市から地域包括ケアシステムに係る施設実習の受入れを行ったこと。

2 業務運営の改善及び効率化に関する事項

(1) 評価結果

A評価（ポイント75点以上85点未満：中期目標・中期計画の達成に向けて計画どおり進んでいる）

(2) 判断理由

下記のとおり、小項目評価に各項目の配点を乗じて、その合計を100点換算した点数が80点となり「中期目標・中期計画の達成に向けて計画どおり進んでいる」（A評価）とした。

項目名		基本 配点	小項目名	配点	法人の 自己評価	自己評価に 対する評価 委員会の意 見	評価	配点× 評価
1. 人材の 確 保 と 育 成	(１) 病院スタッフの確保 (重点)	10×2	① 医師の確保	10	4	妥当	4	40
			② 多種多様な専門職等の 確保	10	4	妥当	4	40
	(２) 研修及び人材育成の充実	10	① 教育・研修制度の充実	4	4	妥当	4	16
			② 教育・研修の場の提供	3	4	妥当	4	12
			③ 事務職員の専門性の向上	3	4	妥当	4	12
2. 収益の 確 保 と 費 用の節減	(１) 収益の確保	10		10	4	妥当	4	40
	(２) 費用の節減	10		10	4	妥当	4	40
3. 経営管 理 機 能 の 充 実	(１) 経営マネジメントの強化	10		10	4	妥当	4	40
	(２)継続的な業務改善の実施	10	① 柔軟な人員配置及び 人事給与制度の見直し	5	4	妥当	4	20
			② 病院機能の充実	5	4	妥当	4	20
合 計		70		70	—	—	—	280

※ポイントの算出 [(配点×評価)の合計] ÷ [基本配点の合計×5 (満点評価)] ×100

280 ÷ (70×5) ×100=80 (小数点第1位切捨て)

(3) 評価委員からの意見、指摘等

- ・法人の自己評価は妥当である。
- ・職員の間不公平感が生じないような処遇改善の検討を行うとともに、職員が長く働ける職場づくりを明記し自己評価すべきと考える。

【大項目第2の評価にあたり考慮した事項】

- ①病院スタッフの確保（重点）について、久留米大学教育関連病院として、医師派遣元の久留米大学医学部医局及び主任教授の訪問等連携強化に取り組んだこと。併せて、より高度で専門的な医療の提供と医療水準の向上のため、久留米大学から月平均56人の非常勤医師派遣を確保したこと。さらに、医師の働き方改革推進委員会の議論を踏まえ、新たな手当の新設等、医師がより働きやすい勤務環境の構築に努めたこと。
- ②収益の確保について、新入院患者の確保や適切な病床管理により病床稼働率の向上に努めたほか、新たに外科及び泌尿器科の領域におけるロボット支援腹腔鏡下手術に係る施設基準、看護補助体制充実加算及び養育支援体制加算等の届出を行うなど医業収益の確保に努め、医業収益全体として、前年度と比べて増収となったこと。また、医業外収益について、補助金のほか、地方債の運用を行い、利息収入を確保することができたこと。
- ③費用の節減について、高額医薬品の使用増や物価高騰等の影響があったものの、支出の抑制に係る検証に努めるとともに、必要最小限度の予算執行にとどめるため毎月の予算管理を徹底し、費用の節減を行ったこと。
- ④継続的な業務改善の実施について、新型コロナウイルス感染症患者の受入に際して、感染対策や職員のモチベーション維持に配慮し、柔軟な人員配置を行ったこと。これにより、安全で効率的な労働環境を整え、職員が働きやすい職場づくりを行ったこと。
また、最低賃金改定に対応するため、非常勤職員の一部について給与の見直しを行い、薬剤師については、初任給の改善及び在職者の離職防止を図るため、基本給の見直しを行ったこと。さらに、公益財団法人日本医療機能評価機構による「病院機能評価」を受審し、6回目となる認定更新を受けたこと。

3 財務内容の改善に関する事項

(1) 評価結果

A評価（ポイント75点以上85点未満：中期目標・中期計画の達成に向けて計画どおり進んでいる）

(2) 判断理由

下記のとおり、小項目評価に各項目の配点を乗じて、その合計を100点換算した点数が80点となり「中期目標・中期計画の達成に向けて計画どおり進んでいる」（A評価）とした。

項目名		基本 配点	小項目名	配点	法人の 自己評価	自己評価に 対する評価 委員会の意 見	評価	配点× 評価
1. 経営基盤 の強化	(1) 健全経営の維持及び 継続	10		10	4	妥当	4	40
合 計		10		10	—	—	—	40

※ポイントの算出 $[(\text{配点} \times \text{評価}) \text{の合計}] \div [\text{基本配点の合計} \times 5 (\text{満点評価})] \times 100$

$40 \div (10 \times 5) \times 100 = 80$ （小数点第1位切捨て）

(3) 評価委員からの意見、指摘等

・法人の自己評価は、妥当である。

【大項目第3の評価にあたり考慮した事項】

- ①新型コロナウイルス感染症患者の受入に係る役割を担うなか、患者数の増加及び診療機能の充実を図り、医業収益の回復に努めたことで、医業収支比率は94.5パーセントと前年度より0.3パーセント増加したこと。また、新型コロナウイルス感染症の対応等に係る補助金等の医業外収益により、単年度収支は1億7,320万4千円の黒字、経常収支比率は102.1パーセントとなったこと。

《用語解説》

※1【インフォームド・コンセント】P 2、P 4、P 6

患者・家族が医師等から診療内容などについて十分な説明を受け理解した上で同意し、治療方法を選択すること。

※2【福岡県有明医療圏】P 2、P 6

大牟田市、みやま市、柳川市の3市で構成。

※3【手術支援ロボット】P 2、P 6

医師が患部の立体画像を見ながら、遠隔操作によりアームを動かし手術を行う。からだへの負担が少ない技術を用いて、複雑な手術が可能となる医療機器。

※4【分子標的薬】P 2、P 6

病気の原因となっている特定の分子にだけ作用するように設計された治療薬。

※5【集学的治療】P 2、P 6

外科療法、化学療法、放射線療法、免疫療法等、より高い治療効果を得るため、二つ以上の治療方法を組み合わせて行う治療方法。

※6【定位放射線治療】P 2、P 6

通常の放射線治療と比較し、周囲の正常組織に当たる線量を減少させることが可能。病巣に対し、多方向から放射線を集中させる治療方法。

※7【高精度放射線治療】P 2、P 6

従来の治療と比べ、病巣に対して正確に放射線を照射し、かつ周囲の正常臓器への負担を抑えることが可能な治療方法。

※8【中核病院】P 2、P 3

かかりつけ医から紹介をうけて患者に高度な検査や治療を提供する等、基盤が整備された地域の医療連携の中核を担う病院。

※9【経常収支比率】P 2、P 10

経常収支比率は、病院の収益性を示す指標。100%を超えると黒字を示す。

経常収支比率（%）

＝経常収益（営業収益＋営業外収益）÷経常費用（営業費用＋営業外費用）×100

※10【地域医療支援病院】P 3

地域医療を担う「かかりつけ医」等を支援する能力を備え、地域医療の確保を図る病院と

して相応しい構造設備等を有する病院として、都道府県知事が承認する病院のこと。

※１１【ＡＣＰ：アドバンス・ケア・プランニング】Ｐ６

人生の最終段階における医療・ケアについて、前もって考え、家族や医療・ケアチーム等と繰り返し話し合い、共有する取組。

※１２【ハイリスク分娩】Ｐ６

４０歳以上、妊娠高血圧症、糖尿病などの妊婦。

※１３【地域包括ケアシステム】Ｐ７

２０２５年を目処に、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるように、地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の構築を推進するもの。

○地方独立行政法人大牟田市立病院評価委員会条例

平成 21 年 10 月 1 日条例第 12 号

改正

平成 30 年 3 月 30 日条例第 32 号

地方独立行政法人大牟田市立病院評価委員会条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号。以下「法」という。）第 11 条第 2 項第 6 号及び第 4 項の規定に基づき、地方独立行政法人大牟田市立病院評価委員会（以下「委員会」という。）の担任事務、組織、委員その他委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

(担任事務)

第 2 条 法第 11 条第 2 項第 6 号の規定により委員会が担任する事務は、次に掲げる事項について、市長に意見を述べることとする。

- (1) 法第 26 条第 1 項の規定に基づく中期計画の認可に関すること。
- (2) 法第 28 条第 1 項各号に定める当該事業年度における業務の実績に関する評価及び同項第 3 号に定める中期目標の期間における業務の実績に関する評価に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 5 人以内で組織する。

(委員)

第 4 条 委員は、医療又は経営に関し優れた識見又は学識経験を有する者のうちから市長が任命する。

- 2 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長各 1 人を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者に出席を求めて意見を述べさせ、若しくは説明をさせ、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、保健福祉部において処理する。

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成30年3月30日条例第32号）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の日の前日において、地方独立行政法人大牟田市立病院評価委員会の委員である者の任期は、改正前の地方独立行政法人大牟田市立病院評価委員会条例第3条第2項の規定にかかわらず、同日までとする。

○地方独立行政法人大牟田市立病院評価委員会 委員名簿

	氏名	役職等
委員長	一宮 仁	国家公務員共済組合連合会 浜の町病院 顧問
副委員長	富安 信夫	大牟田医師会 会長
委員	池上 恭子	熊本学園大学 商学部 教授
	河野 雄平	帝京大学福岡医療技術学部 医療技術学科 学科長
	大和 日美子	公益社団法人 福岡県看護協会 会長